

別表2 補助対象経費について（交付要領第8条関係）

事業区分	経費区分	補助対象経費（代表的な内容）	留意事項	
販路開拓・ 新商品開発 支援事業	謝金	・講師謝金、専門家コンサルタント謝金 ・その他販路開拓・新商品開発に係る人員への謝金		
	旅費	・講師旅費、専門家コンサルタント旅費 ・展示会出展や関係者との打ち合わせ等にかかる担当者旅費		
	需用費	・商品等の広報に係る資料印刷費、消耗品費等 ・各種ポスター・パンフレット等作成費	・飲食代は含まない。	
	役務費	・各種ポスター・パンフレット等発送費 ・展示会出品物梱包及び運送費 ・デザイン等専門家外注費		
	委託料	・新商品試作費 ・新商品モニター調査費、マーケティング調査費 ・ウェブサイト製作委託費		
	使用料及び賃借料	・展示会会場費、装飾費 ・各種会議の会場費、OA機器借料		
	原材料費	・展示会等実演や商品試作のための原材料費（必要最小限の量）		
	備品購入費	・簡単な工具・用具類の購入費	・10万円を超える資産となる機材を除く。	
	その他	・知事が必要かつ適当と認めるもの		
持続化支援 事業	研修会等の実施 （主催する場合）	謝金	・講師謝金、専門家コンサルタント謝金 ・指導にかかる伝統工芸士、秋田県認定工芸士及び秋田県みらいの工芸士の謝金	・直接契約した講師、専門家、コンサルタントに限る
		旅費	・講師旅費、専門家コンサルタント旅費 ・指導にかかる伝統工芸士、秋田県認定工芸士及び秋田県みらいの工芸士の旅費	・直接契約した講師、専門家、コンサルタントに限る
		需用費	・研修実施に要する案内チラシ、パンフレット作成費、消耗品費等	・飲食代は含まない。
		役務費	・研修実施に要する資材、道具の梱包及び運送費	
		使用料及び賃借料	・研修実施に要する機器・道具類借料 ・研修実施に要する会場費、OA機器借料	
		その他	・知事が必要かつ適当と認めるもの	
	研修会等への参加	旅費	・研修に参加する職人及び関係者の旅費	
		需用費	・研修参加に要する消耗品や教材に係る費用	・飲食代は含まない。
		使用料及び賃借料	・研修参加に要するバス借上料	
		その他	・知事が必要かつ適当と認めるもの	
	インターン実習生の受け入れ	旅費	・実習生等がインターンを行う際に要した交通費（住所地から県内の目的地までの間を経済的かつ合理的であると認められる経路で移動した場合に限る）と宿泊費（飲食代は含まない）を代わりに負担した際の経費	・飲食代は含まない。
		需用費	・図書教材費、道具代、資料印刷費、消耗品費等	
		その他	・知事が必要かつ適当と認めるもの	
	原材料の確保に向けた視察・調査	謝金	・講師謝金、専門家コンサルタント謝金	
		旅費	・講師旅費、専門家コンサルタント旅費 ・原材料調査等にかかる担当者旅費	
		需用費	・各種研究会等に要する資料印刷費等 ・原材料調査等にかかる消耗品費等	・飲食代は含まない。
		役務費	・各種研究会又は原材料調査等に要する資材、道具の梱包及び運送費	
		委託料	・原材料収集・分析・調査を委託した際にかかる経費	
		使用料及び賃借料	・各種研究会又は原材料調査等に要する機器・道具類借料、会場費、OA機器借料	
原材料費		・原材料購入費（必要最小限の量）	・新たな原材料の開発・収集・分析に要する購入費に限る。	
備品購入費		・事業実施に要する簡単な工具・用具類の購入費	・10万円を超える資産となる機材を除く。	
その他		・知事が必要かつ適当と認めるもの		
上記以外の事業		・知事が必要かつ適当と認めるもの	・伝統的工芸品等産業の継続に必要な経費に限る。	